

- 1 日 時：令和2年9月19日（土）13：30～15：00
- 2 場 所：たけのパーク フリースペース
- 3 参加者：10名
- 4 今回の趣旨：
  - ・本勉強会は、新型コロナウイルス感染症の予防のため、2月から半年以上の間、中断していた。
  - ・再開にあたって、「西神中央あんしんすこやかセンター」の木下さんと「デイサービス絆」の竹田さんから、最近の状況について話題提供していただき、その後、意見交換をすることとした。
  - ・なお、参加者には、今年3月と5月に竹の台総合新聞に折り込んで全戸配布した「これまでの本勉強会の内容をまとめた『保存版①②』」を改めて配布した。
- 5 主な内容
  - (1) 最近のあんしんすこやかセンターの状況
    - ・この半年の間に、相談が倍増し、職員が現場に赴く回数も増加している。
    - ・遠方に住んでいる子供が高齢の親に会いに来られなくなったり、食事会などの地域の行事が中止になって高齢者が顔を合わせる機会が減ったりしたことで、「電話をするとどうも様子がおかしいので見に行ってみてほしい」などの相談が増えた。
    - ・認知症の予防には、人と人との交流や規則正しい生活が大切なので、このようなことができなくなって認知症が進んだ人もいるかもしれない。
    - ・また、家にいる時間が長くなったことや、仕事なくなるなどの精神的な負担が増大したことにより、世話をしている人のイライラが募って、暴言や暴力に走るといった一種の虐待状況が生じており、このようなことに関する相談が倍増している。
    - ・警察からの相談で「道に迷った人を預かっているが、接し方が分からない」というものもある。質問攻めにするのではなく、ゆっくりと昔のことから話を聞いてあげることが大事なのだが、認知症のことを理解していないと、なかなかそのような対応ができない。
    - ・このほか、「高齢の夫（父親）がどうしても運転免許を返納してくれない」という家族からの相談も多い。「もの忘れ」が認識できない状態になったときは遅いので、初期の段階で返納することが望ましいが、強制もできないので、センターとしても警察や主治医と連携して自主返納を説得するしかないのが実情である。
    - ・神戸市の作成したリーフレット「今だからこそ継続したい！ フレイル予防 (<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/3608/imadakarakoso.pdf>)」を配るので、これを見ながら、体操や脳トレ、生活のチェックなどをしてほしい。
    - ・コロナの関係で不安になった人などは、精神衛生面からの相談も受けられるので、区役所や精神保健福祉センター（371-1900）に相談することもできる。
  - (2) 最近の「デイサービス絆」の状況
    - ・施設として、①3密（密閉、密集、密接）の回避のために1～2mの距離を置く、②手洗いの励行（他の感染症の予防にもなる）、③換気の実施、④利用者にうがいをしてもらう（口腔ケアとセットで、喉の奥までガラガラしてもらう）、⑤利用者をあまり外出さ

せないようにするなどの取り組みをしている。

- ・また、お迎えのときに、①体温を聞く（37.5℃以上あれば休んでもらう）、②家族の人の体調なども聞く、③マスク着用を推奨、④手洗いの推奨（鼻をほじる人もいる）などをしている。
- ・利用者側にも、①施設を休む人が増えた、②複数の施設に通うのをやめ、1つの施設に絞った、③体温測定やマスク着用が習慣になった、④孫などに会わないようにしているなどの変化があった。
- ・来所してから発熱したケースや、38℃以上の熱があったが申告せずに来所したケースがあったが、ホームドクター（かかりつけ医）との連携で事なきを得た（いずれもコロナではなかった）。
- ・要介護4以上の利用者に対しては、食事・入浴・排泄・歯磨き・口腔ケアの介助など、どうしても職員と入所者の密接を避けられない場面もある。
- ・今後、「With コロナ」として、①インフルエンザワクチンの接種（体調がよい人のみ）、②風邪症状や微熱時に早期にホームドクターに相談、③手洗い・うがいの習慣づけ、④散歩（誰にも会わなければマスクをしなくてよい）や自宅でできる運動の推奨などをしていく。
- ・1人で悩まず、みんなで楽しく、電話でもよいので話をすることが大切である。

(配布資料)

- ・厚生労働省 介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために  
<https://www.gkkyo.or.jp/news/wp-content/uploads/2020/03/112ac2bd599b65cd09882651e3e4c4e8.pdf>
- ・神戸市保健所 しっかり手を洗おう  
<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/4773/tearaiposuta-.pdf>
- ・神戸市保健所 マスクのつけ方を見直しましょう  
[https://www.city.kobe.lg.jp/documents/4773/mask\\_1.pdf](https://www.city.kobe.lg.jp/documents/4773/mask_1.pdf)

## 6 主な意見・質疑等

- ・運転免許の更新は、要介護4などでもできるのか。
  - 75歳以上の方は、更新時に認知症の簡単な検査を受けるが、更新手続はできる。
- ・自主返納するよう、本人を説得するのが難しい。
  - 運転が生きがいの人には、取り上げたら余計に症状が悪化するという意見もあるが、何かあってからでは遅い。
  - 田舎などでは、行動が制約されるので、元気なうちから返納するのは難しい。
  - 早いうちに返納して、歩くようにすれば体に良い。
  - 足腰が弱い人ほど、車を使っているということもある。
  - 年齢制限を設けてもよいのではないか。
  - 警察と医療や介護の現場の連携を進めるべき。また、返納後の対策（タクシーチケットを配布するなど）も考えるべき

※ 高齢者の運転免許更新制度については、後日、事務局で調べた内容を末尾に掲載しています。

- ・認知症が進行した場合、ガスや灯油の使用も危ない。
  - 実際に火事になって亡くなった方もいる。
  - 電磁調理器に変えた家庭もあるが、慣れるまでが大変。火が見えないので、着いているか、消えているか分からない。鍋などは熱くなるので、火傷をしないよう注意が必要
- ・認知症になった人への意図しない虐待（ネグレクト）もあるのではないかと。
  - 認知症になって家事ができなくなった妻に対して怒るとか、夫は家事などが全くできずに妻の世話もできないとか
  - 虐待でよくあるのは暴力（痣ができたりして他人が気づく）だが、そのようなケースではケアマネも気づきにくい。
  - 「強制保護（老人福祉法に基づく「やむを得ない事由による措置）」といったこともあるので、早めにあんしんすこやかセンターに相談してほしい。

以上

(参考) 高齢者の運転免許更新制度について

※兵庫県警察本部のホームページから作成

<https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/traffic/license/index.htm>

- ・70歳以上の方（更新日における年齢が70歳以上の方）は、更新申請までに高齢者講習又は特定任意高齢者講習を受講されていないと免許の更新はできません。
  - ・高齢者講習は、「高齢者講習通知書」で案内した指定自動車教習所等で受講してください（運転免許有効期限の6か月前から受講できます。早めに予約してください）。
  - ・申請手続には、「高齢者講習終了証明書」又は「特定任意高齢者講習終了証明書」が必要です。
  - ・申請時に、一定の病気等を確認するため質問票を提出していただきます（75歳以上で、認知機能検査を受ける）。
  - ・一定の病気により、自動車等の運転に支障のある方は、症状等によっては、運転免許が取得できなかつたり、取り消しされたりする場合があります。
  - ・病気にかかっていること等により自動車等の運転に不安がある方及びご家族の皆さん等のため相談窓口を設けていますので、事前にご相談ください。
- ※ 運転適性相談窓口：各警察署運転免許窓口又は運転免許課講習係（078-912-1628）

- ・平成29年3月12日から、高齢者の運転免許更新制度が変わっています。

①臨時認知機能検査制度の新設

- ・75歳以上の運転免許を保有している方が、「認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為（信号無視など）」をした場合、臨時認知機能検査を受けることとなります。

②臨時高齢者講習制度の新設

- ・臨時認知機能検査を受けた方のうち、検査結果が直前に受けた認知機能検査の結果と比較して悪化している場合等には、臨時高齢者講習を受けることとなります。

③臨時認知機能検査を受けない場合等の取消し等

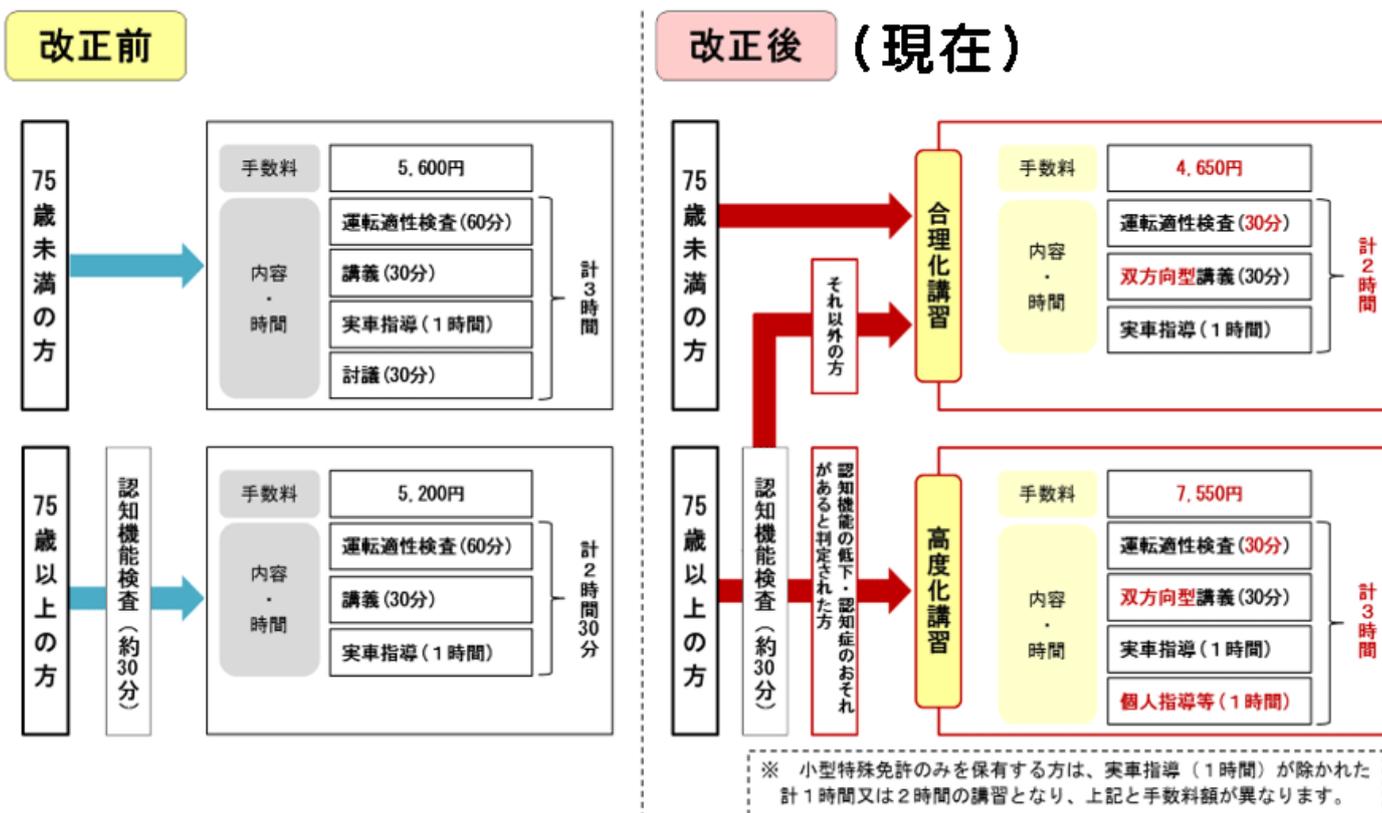
- ・臨時認知機能検査又は臨時高齢者講習を受けない場合並びに下記「臨時適性検査制度の見直し」の臨時適性検査を受けない場合又は診断書提出命令に従わない場合には、運転免許の取消し又は停止の処分を受けることとなります。

④臨時適性検査制度の見直し

- ・更新時の認知機能検査又は臨時認知機能検査で「認知症のおそれがある」と判定された方については、臨時適性検査（医師の診断）を受け、又は診断書提出命令に従い一定の要件を満たす医師の診断書を提出することとなります。

⑤高齢者講習の合理化・高度化

- ・更新期間が満了する日における年齢が 70 歳以上 75 歳未満の方…高齢者講習の合理化（時間短縮）化が図られ、2 時間の講習を受講することとなります。
- ・更新期間が満了する日における年齢が 75 歳以上の方…認知機能検査の結果によって受ける講習の内容等が変わります。認知機能検査で「認知機能の低下のおそれがない」と判定された方は、75 歳未満の方と同様に合理化が図られた 2 時間の講習を受講することとなります。その他の方は、個人指導を含む 3 時間の講習（高度化講習）を受講することとなります。



出典：<https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/traffic/license/kaisei290312/index.htm>